

■生活保護法改正案と 生活困窮者自立支援法案のポイント

支援策

- ・生活保護受給中に働いて得た収入の一部を積み立てたとみなし、保護から抜けた時に現金を支給（就労自立給付金）
- ・失業で住む家を失った人などに、一定期間、家賃を支給（今の住宅手当制度を衣替え）
- ・生活に困っている人の相談を幅広く受け窓口を自治体が設け、自立に向けた計画を作成。家計指導や働く準備などで支援
- ・自治体が企業やNPOと協力し、すぐ仕事につくのが難しい人に簡単な作業をする場を提供

罰則

- ・不正受給の罰則引き上げ、返還金の上乗せ
- ・自治体が必要と認めた場合、「扶養困難」と答えた扶養義務者に、理由の説明を求められるようにする
- ・自治体が本人の就労状況も調べられるようにする
- ・架空診療などの不正があった場合、生活保護受給者を診察できる医療機関の指定を取り消す要件を明確化。指定も更新制に

生活に困る人への支援策と生活保護の引き締め策を立てる。盛り込んだ生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法の概要を、厚生労働省が24日、自民党厚労部会に示した。8月に生活保護支給額を減らすのに続く見直し策で、5月中旬の国会提出をめざしている。支援策は、生活保護を受ける人の就労を後押しする「就労自立給付金」の創設柱。受給中に働いて得た収入の一部を自動的に積み立てたとみなし、将来安定

生活保護見直し2法案提示

した仕事を見つけて保護から抜けた時に、現金で支給する。使い道として税や社会保険料などの支払いを想定するが、具体的な額は法定するが、具体的な額は法

案成立後に詰める。

また貧困問題では、生活保護に至る前の段階での対策が大切なため、受給者以外への支援も強化。健康の悪化や多重債務といったさまざまな事情を相談しやすくするために、自治体が相談窓口を整え、本人とともに自立に向けた計画を作

る。また、失業で住居を失った人などに家賃を支給する今の住宅手当を衣替えし、恒久的な制度にする。

ただ、今国会の会期後に参

院選が控え、審議時間が確

保しくいため、成立する

かは不透明だ。（有近隆史）

の調査が不十分と指摘されていることから、権限を強化。今は調査対象が本人の資産と収入に限られるが、いケースが自立し、自治体の調査が不十分と指摘されることは、権限を強化。今は調査対象が本人の資産と収入に限られるが、いケースが自立し、自治体の調査が不十分と指摘されることは、権限を強化。今は調査対象が本人の資産と収入に限られるが、

就労状況にまで広げる。両法案は、厚労省の審議会が1月にまとめた提言が土台。成立すれば、生活保護法が1950年に施行されて以来の大改正となる。ただ、今国会の会期後に参院選が控え、審議時間が確保しくいため、成立するかは不透明だ。（有近隆史）